

1 開催日 平成 23 年 7 月 26 日（火）

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 33 号 高知市社会教育委員の委嘱について

日程第 3 市教委第 34 号 高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について

日程第 4 市教委第 35 号 平成 24 年度使用高等学校用教科書の採択について

日程第 5 市教委第 36 号 平成 24 年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第 9 条の規定に基づく一般図書の採択について

日程第 6 市教委第 37 号 平成 24 年度使用高知地区中学校教科用図書（学校教育法附則第 9 条の規定に基づく一般図書を除く）の採択について

4 報告

平成 23 年度 6 月高知市議会定例会について

5 委員長閉会宣言

6 出席者出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	松 井 成 起
	総務課長	池 畠 正 敏
	学校教育課長	土 居 英 一
	生涯学習課長	秋 沢 大 助
	青少年課長	片 岡 武 志
	学校教育課学校教育班	多 田 美奈子
	教育研究所特別支援教育班長	清 水 隆 人
	学校教育課指導主事	竹 村 晃
	学校教育課指導主事	田 邊 裕 貴
	学校教育課指導主事	岡 崎 大 幸
	教育研究所指導主事	萩 森 司
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主事	森 尾 美 舗

1 平成 23 年 7 月 26 日（火） 午後 4 時 38 分～午後 5 時 31 分 （たかじょう庁舎 5 階会議室）

## 2 議事内容

開会 午後 4 時 38 分

門田委員長

ただいまから、第 1080 回高知市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は松原教育長、お願いします。

それでは、日程第 2 市教委第 33 号「高知市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

生涯学習課長

生涯学習課長の秋沢でございます。

高知市社会教育委員の委嘱につきましては、先月 6 月定例教育委員会において、任期満了に伴いお諮りした内容から、委員の変更がございますため、改めてお願いするものでございます。

まず、社会教育委員の委嘱については、社会教育法第 15 条第 1 項の規定によりまして社会教育委員を置くことができます。高知市においては、高知市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例及び高知市社会委員会議規則に基づき設置しております。委員の定数は条例により 21 名以内で、現在の定数は 18 名でございます。その構成は、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者となっており、任期は 2 年でございます。

今回の委嘱につきましては、前回の定例教育委員会におきまして、任期満了に伴います平成 23 年 7 月 7 日付けの委嘱についてお諮りし、承認いただいたところでございますが、その後委嘱をお願いしておりました団体の人事異動によりまして、新たに別の委員さんの推薦をいただきましたため、今回新たに委嘱を行うこととなったものでございます。

具体的に申し上げますと、以前よりあった学識経験者としての立場で委嘱しておりました株式会社高知放送の佐竹慶生さんが人事異動となり、後任の西本浩二さんを新たに委嘱するご提案をさせていただくものでございます。

委員の任期につきましては、本日ご決定をいただきましたら、その翌日から他の委員さんと同じく平成 25 年 7 月 6 日までとなっております。男女の比率につきましては、今回の委嘱による増減はございません。委員 18 名中 5 名が女性委員となっております、男性 72.2 パーセント、女性 27.8 パーセントでございます。

以上でございます。

門田委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

特に意見はないようですので、質疑を終了し採決します。

市教委第 33 号「高知市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 33 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 3 市教委第 34 号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

青少年課長

青少年課長の片岡でございます。

高知市青年センター運営委員会委員の委嘱につきましては、高知市青年センター条例第 21 条で運営委員会を置くこととなっております。運営委員の任期は 2 年となっております。現在の委員の任期が 7 月 31 日をもって満了となりますため、本年 8 月 1 日から平成 25 年 7 月 31 日までの 2 年間の委員として各団体からご推薦をいただきまして、新任 7 人、再任 2 人の委嘱についてお諮りするものでございます。

なお、運営委員会は、青年センターの運営に関し、教育委員会の諮問に応ずるとともに、青年センターにおける各種事業の企画及び実施について、教育委員会に対して意見を述べるようになっております。

門田委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

西山委員

女性は 3 名ですか。

青少年課長

青少年課長の片岡でございます。

9 人の委員のうち、女性 3 名、男性 6 名でございます。

門田委員長

ほかに意見はございませんか。

特に意見はないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 34 号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 34 号は原案のとおり決しました。

続きまして、日程第 4 市教委第 35 号「平成 24 年度使用高等学校用教科書の採択について」から、日程第 6 市教委第 37 号「平成 24 年度使用高知地区中学校教科用図書(学校教育法附則第 9 条の規定に基づく一般図書を除く)の採択について」までの審議に入ります。

この内容は、教科書の採択にかかわるものでございますので、最終決定する平成 23 年 8 月末まで公開しないことといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、平成 23 年 8 月末まで公開しないことと決しました。

それでは、日程第 4 市教委第 35 号「平成 24 年度使用高等学校用教科書の採択について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

平成 24 年度に高知商業高等学校で使用する教科書の採択について、ご説明いたします。

議案資料のほかに、お手元に A 4 版横「平成 24 年度使用高等学校用教科書採択資料」をお届けしております。今、新しく採択を予定している教科書をテーブルに展示させていただいております。

まず、高等学校で使用する教科書の採択方法は、小・中学校における採択方法とは異なり、教科書無償措置法による法律上の具体的な定めはなく、各学校の実態に則して、各学校が採択委員会を組織し、作成した採択案を教育委員会の職務権限として教育委員会で決定することになります。

議案書の 8、9 ページには、平成 24 年度使用高等学校教科書（案）を掲載しておりますのでご覧ください。網かけでお示ししておりますものが 24 年度、新たに採択しようとするものです。それ以外は、昨年と同じ教科書を使用するものです。A 4 版横資料の 1 ページ、2 ページの教育課程表から履修する科目に応じた教科書を採択することになります。

また、この教科書は資料 12 ページから 26 ページまででございます 957 種 989 点の文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を記した教科書目録の中から選択されたものです。この選択方法については、教科書の発行者から送られてきました見本本を、各教科担当者で採択委員会を持ち、意見を集約し、選定理由を付して取りまとめております。

24 年度は、平成 25 年度から実施される新学習指導要領の先行実施の適用を受ける数学、理科をはじめ、全日制 17 点、定時制 2 点、計 19 点の新しい教科書の使用を予定しており、その選定理由を資料 3 ページより、網かけをして示しております。

網かけをしている 19 点の新しい教科書を含め、24 年度使用を予定している全日制 51 点、定時制 23 点の教科書採択につきまして、ご検討の上、ご決定をお願いします。

教育委員

今回は、新しい教科書が多いように思うのですが、これは商業高校の特別進学コースの設置による大学受験を念頭にした教科書の選定ということになるのでしょうか。

学校教育課指導主事

学校教育課の竹村でございます。

議案 9 ページでございます網かけで示しておる中に、「特進」ということでお示しております。それは特進コース、いわゆる進学対応のコースでございますけれども、見ていただきますとお分かりになるとおり、この特進にかかわります新しい教科書の選択というものがございます。総合ビジネス等で新しく採用を予定しておるものもございますけれども、その他の教科書は 5 年程度のサイクルで改訂を進めておまして、年度ごとに 1 年生、2 年生、3 年生という形で改訂されております。その中で、新しくでてきたものと比較しながら、各教科で選定し、採択されているところでございます。特に、今回見ていただきますと、特進にかかわっての新たな教科書の採択というものが表れているというふうに言えると考えます。

教育委員

これを、県内の進学校の教科書と比べたときに、他の進学校が使っている教科書が選定されているのでしょうか。

学校教育課指導主事

はい。

教育委員

商業高校の特徴が表された教科書の選定になっていると思いました。例えば、英語の教科書を少し見てみたら、ビジネスで必要な実用的なことが書かれているようでした。それと、社会で、自分たち

の身の回りでどこからどこまでが許されているかが書かれていて、とても分かりやすいと感じました。

教育委員

網かけの部分を見てみると、生徒の立場に立って選ばれているということを感じました。生徒が意欲を持って興味、関心を持ちながら、学んでいけるような教科書が選ばれているようですね。

教育委員

家庭総合の商業を考えるというテーマのところがあるのですが、「家庭経済の設計」ということが書かれているのですが、これはほかの教科書にも書かれているのでしょうか。

学校教育課指導主事

はい、書かれています。

教育委員

この家庭総合の教科書は、実用的で非常に良い教科書だと思いますし、男女共同参画社会といったことも書かれていますね。

教育委員

山川出版の日本史Bですが、これで取り上げられている最後が、平成11年のようですね。奇しくも「東海村の臨界事故が…」ということで結ばれていますけれども、日本史の教科書というのは、こちらで終わりなのでしょうか。よく教科書の後ろのほうは受験には出ないということで、最後まで読まれないということがあるとも聞くのですが、概ね10年くらい前までがフォローされているものかと思って読ませていただいたのですけど。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

歴史については、近現代史が軽視されているのではないかとのご指摘がございます。最近はどういったことも意識されているのではないかと考えますし、例えば、公民で学ぶ部分もあるのではないかと考えます。10年というものが意識されているかどうかは確認できておりません。

教育委員

歴史ですので、ある程度で更新されていかないと、歴史がとどまってしまうことになりますので、大体10年くらいなのか思ったところでした。

学校教育課長

公式の評価のためには、一定の時間というものを見なければならぬのではないかと考えます。

門田委員長

ほかに意見はございませんか。

特に意見はないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第35号「平成24年度使用高等学校用教科書の採択について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第35号は原案のとおり決しました。

次に、日程第5市教委第36号「平成24年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書採択について」事務局からの説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

平成 24 年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第 9 条の規定に基づく一般図書の採択についてご説明いたします。お手元にお配りしています「学校教育法附則第 9 条による教科用図書について」という資料をご覧ください。

学校教育法附則第 9 条による教科用図書でございますが、学校教育法第 34 条第 1 項には、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」と定められておりまして、この規定は中学校及び特別支援学校においても準用されております。

特別支援学級や特別支援学校において用いられるための検定済教科書は、現在のところ発行されておりません。文部科学省が文部科学省著作教科書を発行しておりますが、その種類は国語、算数、数学、音楽のみに限られております。そこで、特別支援学校及び特別支援学級においては、学校教育法附則第 9 条の規定により、検定済教科書や文部科学省著作教科書以外の図書を教科書として使用することができるようになっておりまして、この図書を通常、9 条図書と呼んでおります。

9 条図書は、「検定済教科書では子どもの学習に適さない」という場合に用いるものであり、これを用いる場合には、検定済教科書の支給を受けずに、代わりに 9 条図書の支給を受けることとなります。この 9 条図書は、検定済教科書と同様に、無償で支給され、支給された図書は子ども個人のものとなります。

また、9 条図書は、特別支援教育の教育課程に即して用いられるものですので、教育過程上でない教科に対しては支給されません。例えば、小学校の知的障害児学級には社会科、理科が置かれておりませんので、社会科用や理科用として 9 条図書を支給することはできません。

なお、9 条図書は、検定済教科書のように日々これを用いて授業を行うという性格のものではなく、子どもの学習活動を発展、拡大させていくための一つの題材として活用されることが多くなっております。特別支援学級や特別支援学校では、各教科等にわたる内容を総合的に学習することが多くございますが、こうした学習活動に対して子どもたちの意欲を引き出したり、劇やものづくりなどの活動に拡大、発展させたりしていくための題材として活用させていくことが多くなっております。

次に、9 条図書の採択についてご説明いたします。採択の流れについては、お手元の資料の表紙の裏面に示しております手順で、平成 24 年度以降用について調査、研究を進めまして、本日は 16 冊のご審議をお願いすることとなっております。

9 条図書は、平成 15 年度以降、採択された図書を順次追加していく形にさせていただいております。本年度は 338 冊の一般図書の中から選べるようになっております。検定済教科書の採択とは異なり、年度を追って順次図書を追加しておりますので、できるだけ広い選択肢の中から、子どもたちの実態に応じて、より良い図書を選択できるようにするためでございます。

資料の 2 ページ、3 ページには、本日ご審議いただきたい 16 冊の一覧でございます。4 ページから 9 ページには、この 16 冊の図書の内容構成や表現・印刷、価格等について調査した結果を示しております。

これらの図書の中には、9 条図書の選定基準の適合に若干疑問の残るものがございます。例えば、資料の番号 9「こえでおぼえるあいうえおのほん」というものでは、書籍の体裁を取っておる部分とワークシートや装置の部分がございます。ワークシートや装置は、本来は図書とは認められないものではありませんが、こうした部分があることで、子どもの意欲や興味、関心を引き出すことができるという意見がございます。

また、先ほどご説明したように、できるだけ広い選択肢を擁することで、子どもの実態に応じた図書を使えるようにするという観点からも、選定基準に若干の幅を持たせて 9 条図書としての有用性を判断しているところでございます。

なお、資料の後半には、平成 23 年度高知市小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書一覧を添付しております。

説明は以上でございます。

お手元に 16 冊の見本本を用意しておりますので、実際に手に取っていただき、ご審議いただければと思います。

門田委員長

ありがとうございました。少し実物をご覧いただくための時間を取りたいと思います。

教育委員

13 の「辞書びきえほん 日本地図」という図書ですが、ちょっと面白い作りになっていて、興味を引くのではないかと思います。実際に使う方にとって、使い勝手はいかがでしょう。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

ご指摘のように少し細長くなっていますので、教科書の中から子どもたちが興味、関心のあるものを選んでいただくということからは、良いのではないかと思います。

教育研究所特別支援教育班長

教育研究所特別支援教育班長の清水でございます。

学校教育課長が申しましたように、この本ですべての教科、例えば国語科や社会科の内容を満足するものではございません。また、委員さんをご指摘のように、これを使って調べ学習をするという使い方もございますが、その本自体を見ている中で、そこからスタートして、興味関心を広げ、より深い学習へと導いていくという使い方も想定されます。

教育委員

本日は、これまでに採択された図書、又は新しく追加して採択しようとしている 16 種類の中から、子どもの障害の状況に応じて選んでいくということで、小・中学校や高等学校の採択とは、形式が違って来るわけですね。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

その 1 冊で、何らかのことでまとまって指導するというようなものではございません。その中から、子どもたちに応じたものを引き出して、学習活動の中に生かしていくというものであると考えます。

教育委員

9 条図書も「採択」ということで良いのですか。

教育研究所特別支援教育班長

教育研究所特別支援教育班長の清水でございます。

採択でございます。採択していただきまして、その中から各学校が子どもたちに応じた図書を選び、それを支給するということになります。

教育委員

例えば、ここにある 8 の「からだのふしぎがとびだすよ！ポップアップ人体えほん」というのは、こういった使われ方がされるのか教えていただけますか。

教育研究所特別支援教育班長

まずは、理科や保健などで用いられることが想定される場所ですが、例えばですが、考えられる授業の展開としては、「私たちの体の中はこういうようになっているんだね」ということから始めて、「では、実際に自分の腕を動かしてみよう」というように、どんどん展開していくための題材として用いることができようかと思います。

教育委員

知的障害には、教育課程に理科がないということでした。

教育研究所特別支援教育班長

知的障害について、小学校では、理科を置いていませんが、中学校では、理科を置いていますし、保健体育で扱うこともございます。

教育委員

16の「100かいたてのいえ」というのは、算数で使われるのでしょうか。

教育研究所特別支援教育班長

100までの数字を使って算数ということも想定されますし、読み物になっていますので国語として扱うこともできようかと思います。

教育委員

教員の創意工夫によって、かなり利用法が広がりそうですね。

教育委員

実際には、障害の種別によって、使う教科書を変えるということになるのか、それとも、例えば情緒障害などの場合は、子どもの状況によって障害の程度が違ってきますので、それに応じて異なった教科書を使用するのか、それとも障害が同じであれば同じ教科書を使うようになるのか、その辺りはいかがですか。

教育研究所特別支援教育班長

そこが検定済教科書とは違うところでございまして、あくまで子どもさんに応じたものを選ぶということになってまいります。ですから、ある学校の知的障害の学級に5人の子どもさんが在籍していたら、5人ともに違う教科書を支給することもございます。

教育委員

それを使って授業しようとしたとき、それぞれが違う教科書を使うことになるのですか。

教育研究所特別支援教育班長

授業の際は、ある子どもさんに支給している本を材料にして、教員が教壇で示すようなことがあります。皆が共通の9条図書を開いて、「きょうは、教科書の何ページを開いてください」というようなことはされない場合が多いようですが、担任の教員が同じ9条図書を支給し、みんなが同じ教科書を指導に使っていくような状況も若干ございます。

教育委員

14の「パンやのくまさん(世界傑作絵本シリーズ)」は、シリーズになっているようですね。どれも活用法によっては、教科書に使えるのだと思うのですが、いっそシリーズすべてを9条図書に採択しようとするということはないのでしょうか。

教育研究所特別支援教育班長

本日ご審議いただいておりますのは、高知市の小・中学校と市立養護学校から採択してほしいという要望があった16冊でございます。ご指摘のようにシリーズ物というのもございますが、書店に行きますと、同様に有用性が認められる図書が膨大にございます。それらをすべて審議採択していただくことにはなりませんので、調査を通じて要望があった図書についてご審議いただくこととしています。

今回は、たまたまシリーズの中の1冊が要望として挙がってきたということで、ご審議をお願いするものでございますので、シリーズの中の他の本が要望として挙がってきましたら、改めてご審議いただくこととなります。

教育委員

今回のこの16冊によって、それぞれの子どもに応じた指導の幅ができるということですね。



学校教育課長

はい。

門田委員長

ほかに質疑はございませんか。

特に意見はないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 36 号「平成 24 年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第 9 条の規定に基づく一般図書の採択について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 36 号はそうのように決しました。

次に、日程第 6 市教委第 37 号「平成 24 年度使用高知地区中学校教科用図書（学校教育法附則第 9 条の規定に基づく一般図書を除く）の採択について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

まず、資料の説明をいたします。お手元に 2 種類の資料をお配りしています。「平成 24 年度使用高知地区中学校教科用図書（学校教育法附則第 9 条の規定に基づく教科用図書を除く）の採択について（資料）」と、「平成 24 年度使用中学校教科用図書の採択に係る諮問について（答申）」でございます。平成 24 年度使用高知地区中学校教科用図書の採択に係る答申は、本日の定例教育委員会に先立ちまして、採択協議会の山中正男委員長から教育委員会へ提出されたものでございます。

資料の 1 ページは、本市の教科書採択の仕組みを示しております。6 月 21 日に調査研究委員会からの報告がございました。この報告を受けた採択協議会は、種目ごとに 3 種を選定し、この教育委員会に答申しております。2 ページは本市の調査研究方針、3 ページは今回調査研究を行った中学校教科書の一覧でございます。今回、調査研究・採択の対象となる教科書は 9 教科 15 種目、18 発行者の 131 点でございます。4 ページは、現在の高知県内の公立中学校で使用している教科書の一覧でございます。5 ページは、6 月に高知教科書センター及び市民図書館で行いました教科書展示会における市民からの意見や感想のうち、教科書や採択にかかわるものを要約したものでございます。

次に、もう 1 つの資料、採択協議会からの答申でございますが、9 教科 15 種目につきまして、調査研究方針に基づき、種目ごとに 3 種ずつ選定しております。1 枚目の答申をめぐっていただき、別紙報告書の 1 ページをご覧ください。国語において選定された 3 種に共通する特徴が記載されております。以下、同様に、各種目の共通する特徴が記載されております。

なお、採択協議会の役割は、種目ごとに 3 種を選定することでございますので、その 3 種の評価や順位性については記載いたしておりません。ですから、今回の記載順は、3 種の優位性を示したものではありません。

また、美術、技術、家庭はもともと 3 社のみ、地図、音楽の一般と器楽合奏は 2 社のみの発行となっております。採択協議会におきましては、今回、そのすべてがふさわしいものとして選定されております。

今回の中学校教科書全体を通じての特徴及び傾向としましては、1 点目として、新学習指導要領に対応した教科書ということで、現行の教科書と比べますとページ数では、全教科平均で約 25 パーセント増加しております。ただし、これまでの教科書で使われていたものよりも、薄くて丈夫、かつ、軽い紙を使用しており、見た目ではほとんど違いが分かってなくなっています。2 点目として、サイズ

がA B版とワイド化されたり、一層カラーページが増えたりする等、生徒の視覚に訴えるものが多くなり、生徒の学習意欲を高める工夫が見られるようになっていきます。3点目として、基礎的・基本的な知識・技能の習得のみならず、学び方や学んだことの活用についての内容が数多く盛り込まれたこと。4点目として、学び直しや自学自習のため、小学校や下の学年などの既習内容を何度も丁寧に取り扱うことで学習の定着が図られること等が挙げられます。

委員の皆様には、採択協議会で3種選定された教科書見本をそれぞれに用意してございます。種目ごとにご説明する際には、お手元までお運びいたしますので、ご覧ください。本日は、採択協議会からの答申を参考にいただきまして、種目ごとに1種ずつ、採択していただきますようお願いいたします。

門田委員長

ただいま、ご説明がありましたが、3種に絞ったものがこちらにあり、この中から1種を採択するということです。3種の中から1種を採択するという重い責任がありますが、本日の委員会での結論というのは難しいと思います。臨時の教育委員会を開催することとし、それまでに資料等に目を通していただき、その上で採決したいと思います。

そのため、市教委第37号「平成24年度使用高知地区中学校教科用図書(学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く)の採択について」は、継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認め、継続審査といたします。

次に、「平成23年度6月高知市議会定例会について」事務局からの報告をお願いします。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

まず、6月定例教育委員会で報告しました第428回市議会定例会に提出いたしました予算議案についての意見聴取に対し教育長が専決処分しました案件は、6月20日の経済文教常任委員会において全会一致で、24日の本会議においても全会一致で承認されましたことをご報告いたします。

それでは、お手元にA3の資料「平成23年6月議会個人質問概要(教育委員会関係)」をご覧ください。教育委員会への質問は、新図書館の合築問題からある程度離れ、本来の教育委員会に対する質問内容に戻りましたが、質問数としては全部で64問ございました。

その主な内容は、就学前教育を絡めた学力向上に関する質問、防災教育に関する質問、学校と地域の連携に関する質問、緊急雇用の学校図書館支援員に関する質問、学校・警察連携制度に関する質問、武道教育に関する質問、特別支援教育に関する質問、モンスターペアレントに関する質問、学校規模適正化に関する質問、はりまや橋小学校に関する質問などでございます。中でも、3月11日の東北大地震の関係で防災教育に関する質問が多く出されました。

以上でございます。その詳細につきましては、後ほど資料をご覧くださいいただければと存じます。

門田委員長

ただいまの件につきまして、質疑等はありませんか。

山本委員

武道の件ですが、全国的に事故等が起きているといった報道がありますが、高知市においては、安全面を含め、準備の状況はいかがでしょうか。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

まず、武道に関しましては、教員の指導力という部分と、用具をどれだけ揃えることができるかという2点に集約されると考えます。

すべての武道をスペシャリストとして指導できる方が揃っているかといえば、なかなかそうはいかないわけですが、実際の授業の内容そのものもそれほど技能的に高めたものをするというよりは、武道の精神ですとか、武道に触れる体験をするという内容でございますので、こちらのほうは体育の教員が対応することになると考えます。

ただ、新たに入るものですので、研修や、外部指導者の招聘といったことについて整理していくことが必要になるかと思っておりますので、準備に向けて学校との協議を進めています。

一方、用具と施設でございますが、これに合わせて直ちに武道場を作るというわけにはいきませんが、例えばマットを敷いて行うといった際の備品の調達を含め、準備を急いでいるところでございます。

今年から、一定期間実施をしていきますが、何より安全が第一でございますので、実施に向けてその2点を学校現場と連携を密にしながら準備を進めておるといった状況でございます。

松原教育長

議員の中には、柔道に対して事故が多いということで懸念を持っておられる方がいらっしゃいます。柔道の部活動で大きな事故があって、現在係争中の案件もあります。議員は、柔道は危険であるから、柔道をやらないという選択肢もあるのではないかというような意見がございました。

西森委員

柔道は一般的に危険性が高いということになったときに、各学校に柔道か剣道かの選択肢があったときに、リスクが低いので剣道を選択するということもあると思うのですが、どこの学校もどちらかが選べるようになっているのでしょうか。

松原教育長

子どもの希望で選ぶのか、指導者の状況で選ぶのかは学校によって異なりますが、どちらかを選べるようにはなっています。

西森委員

子どもにとったら、この学校に行った以上は、嫌でも柔道をするしかないという状況も一部にはあり得るということですね。子どもが選べるようになれば良いというようには思います。

それと、色チョークの状況についての質問がありますが、これは、こういった趣旨の質問なのでしょうか。

学校教育課長

いわゆる色覚障害等に対応したチョークというものがございまして、その方が子どもたちにとって従来のチョークよりは見やすいわけですので、私どもとしては、これまでも色チョークの使用を働き掛けておりました。

一方で、色チョークの使用だけでは、判別しにくい状況は残りますので、丸で囲む、アンダーラインを引くといったように、重要な箇所を強調する方法はいろいろあるということを、併せて各学校に指導しておったところでございますが、色チョークについては使用していないという学校からの回答が若干ありましたので、今後情報収集しながら、すべての子どもたちが良い状況で学習できるような環境を作ってまいりたいと考えます。

門田委員長

他に質疑はございませんか。

特にないようですので、本日の議事日程は終了いたしました。  
これで、教育委員会を閉会します。

開会 午後5時31分

署名

委員長

---

5番委員

---